

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年9月5日

水曜日

第4398号

目次

告示

- 指定障害児通所支援の事業の廃止 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定 3
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 4
- 指定居宅サービス事業者の指定

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5

正誤

- 平成30年7月23日付け号外富山県告示第360号 6

告示

富山県告示第383号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石井 隆 一

| 支援の種類 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|------------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 放課後等デイサービス | 平成30年8月31日 | 1650200064 | 特定非営利活動法人くるみ | 高岡市木津991番地4 | チャイルドサポートこばん | 高岡市佐野548番地2 |

富山県告示第384号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| 支援の種類 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 事業者 | | 事業所 | |
|-------------------|------------|------------|--------------|-------------|----------------|-------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス | 平成30年8月31日 | 1650200122 | 特定非営利活動法人くるみ | 高岡市木津991番地4 | 多機能型サービスらら・こぼん | 高岡市佐野548番地2 |

富山県告示第385号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|---------------|------------|------------|--------------|-------------|---------------|-------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 居宅介護、行動援護 | 平成30年8月31日 | 1610200550 | 特定非営利活動法人くるみ | 高岡市木津991番地4 | ホームヘルプサービスこぼん | 高岡市佐野548番地2 |

富山県告示第386号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|---------------|------------|------------|----------|---------------|----------|---------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 居宅介護、重度訪問介護 | 平成30年9月30日 | 1611900091 | 海王交通株式会社 | 射水市本町三丁目16番3号 | 海王交通株式会社 | 射水市本町三丁目16番3号 |

富山県告示第387号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|-------------------|-----------|------------|-----------|-------------|---------------|-------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス | 平成30年9月1日 | 1650200247 | 社会福祉法人くるみ | 高岡市佐野548番地2 | キッズサポートらら・こぼん | 高岡市佐野548番地2 |

富山県告示第388号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号

の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害児 通所支援の 種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|----------------------|---------------|------------|---------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| | | | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 放課後等デ イサービス | 平成30年 9月1日 | 1650200254 | 社会福祉法 人くるみ | 高岡市佐野 548番地2 | チャイルド サポートこ ぼん | 高岡市佐野 548番地2 |

富山県告示第389号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害福 祉サービスの 種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|-----------------------|---------------|------------|---------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| | | | 名称 | 主たる事務 所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 居宅介護、 行動援護 | 平成30年 9月1日 | 1610200790 | 社会福祉法 人くるみ | 高岡市佐野 548番地2 | ホームヘル プサービス こぼん | 高岡市佐野 548番地2 |

富山県告示第390号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|---------|------------|--------------|
| 事業所番号 | 1670800760 | |
| 指定年月日 | 平成30年9月1日 | |
| 申請者 | 名称 | 株式会社 HCS |
| 事業所 | 所在地 | 砺波市新富町2番10号 |
| | 名称 | デイサービス うみとそら |
| サービスの種類 | 通所介護 | |

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年9月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

黒部ショッピングセンター 黒部市荻生字西小路7686 - 甲 ほか51筆

2 店舗を設置する者 株式会社原信

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
代表取締役社長 野中 正人 ほか3

(変更後) 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
代表取締役社長 北島 常好 ほか3

4 変更の日 平成30年2月21日 ほか

5 変更の理由 小売業者の代表者変更のため

